

令和5年度 第1回 赤穂市障害者自立支援協議会

1 開催日時 令和5年8月4日（金）10：00～12：00

2 開催場所 赤穂市役所2階 204会議室

3 出席者

(1) 委員

児嶋佳文委員、中川裕美子委員、志水満委員、深井光浩委員（代理児玉慶子）、木村佳史委員、岡本知佐子委員、關史秋委員、田中豊史委員、岸本敏委員（代理大野孝彦）、藤田伸輔委員、山下景太郎委員、前田智子委員、名和圭子委員

(2) 事務局

松下直樹（健康福祉部長）、谷勉（障がい福祉係長）、綿田薫（障がい福祉係主査）、柳井相談員（赤穂市障がい者基幹相談支援センター）、藤山英彦（（株）ぎょうせい関西支社）

(3) オブザーバー

濱本さとみ（西播磨圏域コーディネーター）

4 協議事項

①赤穂市障がい者福祉長期計画（素案）について

②令和4年度赤穂市障がい者基幹相談支援センター運営状況及び令和5年度赤穂市障がい者基幹相談支援センター事業計画について

5 その他

6 閉会

| | |
|--------|---|
| 事務局 | <p>ただいまより、令和5年度第1回赤穂市障害者自立支援協議会を開会いたします。</p> <p>本協議会は協議会設置要綱第7条の規定で公開することになっておりますが、本日4名の方から傍聴の申し出がありました。傍聴を許可することとしてよろしいでしょうか。</p> |
| 委員 | <p>異議なし</p> |
| 事務局 | <p>傍聴人が入場しますのでしばらくお待ちください。</p> <p>傍聴人におかれましては、赤穂市障害者自立支援協議会傍聴規程に従うようお願いをいたします。</p> <p>本日の協議会については、社会福祉法人みのりの溝端委員、赤穂商工会議所の福井委員より欠席の報告を受けております。</p> <p>なお、医療法人千水会の深井委員、西播磨障害者就業生活支援センターの岸本委員より、代理人での出席の報告を受けておりますので、ご報告いたします。</p> <p>また、本日も前回に引き続きまして、赤穂市障がい者福祉長期計画策定支援業務を委託しております、株式会社ぎょうせい関西支社の方にもご出席をいただいております。</p> <p>次に本日の資料の確認をお願いいたします。</p> <p>①令和5年度第1回赤穂市障害者自立支援協議会の次第、②赤穂市障害者自立支援協議会名簿、③赤穂市障害者自立支援協議会設置要綱④赤穂市障がい者福祉長期計画（素案）⑤赤穂市障がい者福祉長期計画体系（案）新旧表⑥令和4年度赤穂市障がい者基幹相談支援センター運営状況及び令和5年度赤穂市障がい者基幹相談支援センター事業計画について、以上、本日の資料となります。</p> <p>それでは、次第に沿って進めさせていただきます。</p> <p>次第2、松下健康福祉部長より、ごあいさつ申し上げます。</p> |
| 健康福祉部長 | <p>皆さんおはようございます。</p> <p>健康福祉部長の松下でございます。</p> <p>本日は暑い中、またお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>本協議会は、お手元の設置要綱にありますとおり、本市の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として位置付け、報告事項の説明や協議事項のご審議、また、それぞれの立場で感じておられることなどを意見交換していただき、今後の障がい福祉施策に活かすべく、課題を協議する貴重な場として、年2回程度お集まりいただいております。</p> <p>今年度におきましては、令和6年度を始期とする赤穂市障がい者福祉長期計画を策定するため、4回程度お集まりしていただく予定としておりますのでよろしくをお願いいたします。</p> <p>計画策定にあたり、委員の皆さまからのご意見を頂戴し、よりよい計画を策定するために、ご協力よろしくをお願いいたします。</p> <p>最後になりますが、障がいのある人が今以上により安心して暮らすことのでき</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>る地域社会の実現を目指し、今後も各種施策に取り組んでまいりますので、皆さま方のご理解とご協力をお願い申し上げまして、簡単ではございますがあいさつとさせていただきます。</p> <p>本日は、どうぞよろしく願いいたします。</p> |
| 事務局 | <p>ありがとうございました。</p> <p>続いて、次第3の自己紹介に移ります。</p> <p>今年度第1回目の会議であり、また人事異動等により、新たに委員にご就任された方もいらっしゃいますので、お1人ずつ自己紹介をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは児嶋会長より、時計回りでお願いいたします。</p> |
| 委員 | 各委員自己紹介 |
| 事務局 | <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、この後の進行については、協議会設置要綱に基づき、会長が議長を務めることとなりますので、児嶋会長に会議の進行をお願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>改めまして、おはようございます。</p> <p>本日は、大変暑い中お集まりいただきありがとうございます。</p> <p>さて、この協議会につきましては、昨年、当事者なり、また関係機関等にアンケート調査をいたしまして、それらの結果については、経過の中で皆さんと情報共有を図ってきたんじゃないかなと思っております。</p> <p>それらを基本といたしまして、今年度ははいよいよ、障がい者長期福祉計画ということで策定を進めていくこととなります。</p> <p>委員の皆さまには、忌憚のないご意見をいただきながら、よりよいものを作っていくために、案を市の方へ提案していきたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしく願いいたします。</p> <p>それでは早速ですけれども、議事を進めさせていただきます。</p> <p>次第4、協議事項(1)障がい者福祉長期計画(素案)について、事務局より説明をお願いいたします。</p> |
| 事務局 | <p>それでは、資料1、赤穂市障がい者福祉長期計画(素案)について説明させていただきます前に、今後のスケジュールについて、先にご説明させていただきます。</p> <p>障がい者福祉長期計画は、障がい者福祉プラン、障がい福祉計画、障がい児福祉計画の3つからなっています。</p> <p>本日の、第1回目の協議会では、障がい者福祉長期計画の中の「障がい者福祉プラン」の部分になりますが、令和6年度から令和11年度までの6年間で取り組んでいく施策について、ご協議いただくことになっています。</p> <p>例年、この第1回目の協議会において、前年度の各種実績報告をさせていただいておりますが、今年度につきましては、本日の会議でご協議いただく素案の中と9月に開催予定の第2回目の協議会で協議する内容の中に、過去の実績も含めて掲載</p> |

しておりますので、例年、第1回目で行っていた報告は割愛させていただきますので、ご了承ください。

続いて、第2回目の協議会ですが、「障がい福祉計画」と「障がい児福祉計画」について、ご協議いただくこととなります。こちらは、令和6年度から令和8年度までの3年間の障害福祉サービスの見込量と方策についての内容となります。

この2回の会議を経て、内容の調整後、11月ごろにパブリックコメントを実施する予定にしています。

そして、12月に第3回目の協議会を開催し、計画(案)を確定させたいと考えています。

最後に、来年の3月に第4回目の協議会を開催し、成果物をお渡しする予定にしています。

以上が、今後のスケジュールとなります。

それでは、資料1をお願いします。まず第1章はじめにの3ページから第2章障がいのある人を取り巻く状況の31ページまでを説明させていただきます。

まず、目次に掲記しているとおり、第1章3ページから7ページにかけて、「はじめに」としまして、計画を策定するにあたり、1つ目に計画策定の背景・趣旨、2つ目に近年の障がい者支援や障がい福祉をめぐる動き、3つ目に国の基本計画について、4つ目に計画の位置づけ、5つ目に計画の期間、6つ目に障害のある人の定義について、それぞれ説明しております。

計画案3ページ～5ページをお願いします。

計画の背景・趣旨としまして、「第3次赤穂市障がい者福祉プラン」が令和5年度をもって、計画期間が終了することから、本市の障がい福祉施策のさらなる推進と充実のため、新たな法制度の動向を踏まえながら、次期「障がい者福祉プラン」「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」の3計画を策定し、この3計画全体を総称して「赤穂市障がい者福祉長期計画」と位置づけております。

4ページ～5ページに近年の障がい福祉をめぐる動き、国の基本計画について、まとめております。

続いて、6ページから7ページをお願いします。

本計画と他の計画との関係性を掲記しています。本計画は、「赤穂市総合計画」を最上位計画とした分野別計画であり、「赤穂市地域福祉計画」のもと、「子ども・子育て支援事業計画」「介護保険事業計画」等の関連計画と整合を図るとともに、国や兵庫県における計画の内容を踏まえ計画を策定します。

計画の期間につきましては、本計画のうち、障がい者福祉プランは、令和6年度から令和11年度までの6年間、また、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は3か年計画であるため、令和6年度から令和8年度までの3年間の計画としております。

続いて、目次に戻っていただきまして、第2章11ページから31ページにかけ

| | |
|----|--|
| | <p>て、「障がいのある人を取り巻く状況」としまして、赤穂市の現状を1つ目に人口の推移、2つ目に障がい者手帳所持者数の状況、3つ目～5つ目に身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の各種手帳の所持者数、6つ目に自立支援医療（精神通院医療）受給者数の状況、7つ目に特定医療費（指定難病）受給者数の状況、8つ目に小児慢性特定疾病受給者数の状況、について掲載しております。</p> <p>そして、9つ目に調査結果について、昨年実施しましたアンケート調査の結果概要、10個目に団体調査結果について、各事業所のアンケート調査結果概要について、それぞれ説明しております。</p> <p>11ページをお願いします。</p> <p>本市の状況としましては、人口減少が進み、令和5年3月末で45,174人となり平成31年3月末と比較して4年間で約2,500人減少し、高齢化率は約2%増加しています。</p> <p>続いて、12ページ～14ページをお願いします。</p> <p>障がい者手帳の所持者数は、令和5年3月末で身体障害者手帳1,660人、療育手帳570人、精神障害者保健福祉手帳312人となっており、身体障害者手帳所持者数は、近年減少傾向にあり、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳は、微増傾向にあります。</p> <p>続いて、14ページ～15ページをお願いします。</p> <p>兵庫県の公表している情報によると、自立支援医療（精神通院医療）受給者数は、令和5年3月末で734人、令和3年をピークに減少傾向にあります。特定医療費（指定難病）受給者数、小児慢性特定疾病受給者数は、微増傾向にあります。</p> <p>続いて、16ページ～31ページにかけて、</p> <p>昨年度実施しましたアンケート調査の結果概要をそれぞれ掲記しております。</p> <p>以上で、第1章、第2章部分についての説明を終わります。</p> <p>補足としまして、脱字や数字の表記方法（1桁の場合は全角、2桁以上の場合は半角）、年数の表記方法（和暦の後に括弧書きで西暦を書く）の書き方が統一できていない箇所は修正する予定であります。また、P.6ページの①～③の計画期間の書き方を「6か年計画」から「6年計画」というように、「か」を削除した書き方に統一します。P.7ページの下部に、『法律等に基づく用語や固有名詞等については「障害」と表記しています』という注意書きがありますが、本市では何年も前から「害」という漢字表記は、このような形ですべての行政文書等を発出しているため、この一文は省略（削除）したいと考えています。</p> |
| 議長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>以上、事務局の方から説明がありました。</p> <p>まず、第1章の3ページから7ページの部分について、ご意見・ご質問等ございましたらお願いします。</p> |

| | |
|-----|---|
| 委員 | ①障がい者福祉プラン②障がい福祉計画③障がい児福祉計画の表記について、確認ですが、それぞれ1本の計画で3本の矢というイメージで別々というように見えます。①が土台となって、その上に②、③があるというように私は考えますが、どうなんでしょうか。 |
| 事務局 | ①障がい者福祉プランがあって、①で定めたものを達成していくために、②障がい福祉計画と③障がい児福祉計画があるという考え方になります。 表紙及び6ページの表記方法については、検討します。 |
| 委員 | 全角数字半角数字は、読む人にとってどうでもいい話だと思います。 そこに精力を使うんだったら、充実させる時間にしていただいた方がいいんじゃないかなというふうに思うんですけど、障害の「害」の字をひらがなで書いてるところと漢字で書いてるところが、ぐじゃぐじゃに出てくるのは、見てて非常に気持ち悪いです。 こっちは、ちょっと直して欲しいなと思うんですけど。 すべてひらがなにするとか、それは、もうポリシーの問題なので。 赤穂市が決めていただいて。 |
| 事務局 | 赤穂市では、平成22年10月から「害」の漢字表記をひらがな表記にするようにしております。その中で法令用語であるとか法律の条文の中で謳われている表記とかについてはそのまま漢字を使用し、それ以外の部分については、できる限りひらがなで表記すると決めていますので、入り混じって見にくいかもしれませんが、ご理解ください。 |
| 委員 | ①の「者プラン」は6年間で、2つの福祉計画は3年間なので、前半の3年の後、後半の3年でプランの完全な実現を図るという位置づけの理解でよいか。 |
| 事務局 | そのとおりです。 |
| 委員 | そうであれば例えば①の「者プラン」の星取り表のようなものを作成し、前半3年間で計画するものに印をつけ、先送りにするものを空欄にしておくなどしないと、進捗がわからなくなるのではないかと。 |
| 事務局 | 3年毎に取り組みを分けるのではなく、すべてを取り組み、見直しを行いながら6年間で達成を目指します。 |
| 委員 | これまで通りのやり方で、とりあえず全部やっ払いこうというやり方は、PDCAサイクルを無視したやり方です。3年後にどこまで到達しているかという目標を立てた上で、修正をかけていくPDCAサイクルの考え方にもとづけば、星取表を作って、項目の難しさによって最初の3年間で20%、残り80%を次の3年間でやりますという心づもりが必要だと思います。 |
| 事務局 | 3年間の計画の中には、それぞれ目標を設定して、3年後に評価を実施し、事業の見直しを行いますので、PDCAサイクルを無視した形にはなりません。 この計画素案の中に、計画の推進体制やPDCAサイクルについての記載がないので、どのように記載するか検討します。 |
| 議長 | 6年計画ですから中間年度にその評価をどうしていくかっていうのは、この |

| | |
|-----|--|
| | <p>計画書の中に、章立てをして追加したほうがいいんじゃないかっていうような形のことは、私の意見としてあって、委員さんの意見も聞いてみて、事務局の方に、計画の推進評価をどうしていくかっていうのを提案したいと考えていました。</p> <p>事務局に検討していただきたいと思います。</p> <p>他にございませんか。</p> |
| 委員 | <p>6. 障がいのある人の定義の中で、障がいのある人の家族とか本人が安心して暮らしていけるということが本当に大切なんですけれども、どこにも通っていない在宅の知的障がいのある人や家族の方は、毎日の生活の中で不安になったりということがあるんですが、障がいのある人や家族の方が住んでいる所に、様子を見に行くとか、現状を把握するということは、どうされているのでしょうか。</p> <p>やはり家庭の中に入ってしまうと、困っていても発見しにくくなったりすると思います。</p> |
| 事務局 | <p>全て関わっていくというのは難しいですが、ある程度見守りが必要である、支援が必要であるといったところは、個別で基幹相談の方で訪問し様子を見ていただいています。また、民生委員や地域の方も、何かあれば市に相談に来られるので、地域でも見守っていただいています。さらに、保健所の保健師の方にも協力していただいて、訪問をしていただいています。</p> <p>誰一人取り残さないといった考えのもと、市や障害福祉サービス事業所、地域の方と情報共有して見守っていけるようにしていきたいと考えます。</p> |
| 委員 | <p>赤穂健康福祉事務所でも、ご相談を受けております。</p> <p>ご相談は、ご本人から家族から、或いは近隣の方からと、どなたからでもOKです。</p> <p>現在118名の方の訪問をやっております。</p> <p>赤穂市、上郡町、相生市三つ合わせてですから、その数字が少ないのか多いのかはよくわかりませんが、精神だけで118名、難病障害者の方で48名というような数を訪問をさせていただいています。</p> <p>精神の方は、頻度が高い方ですと週に1回以上、不安定な時期は1日数回行くこともありますので、訪問回数ということになってくると、めちゃくちゃ多くて、ちょっと把握できない状況です。</p> <p>電話相談されてくる方が1,067件、精神だけでございますので、かなりご利用していただいているかと思います。</p> <p>それから、私どもと市の間では定期的な情報交換もやっておりますし、特別なケースについては、新たに時間を設けて解決に当たるというようなこともやっておりますので、どこから始めていただいても結構なんですけど、安心して相談していただければと思います。</p> |
| 議長 | <p>それでは、時間の関係もありますので、次の方に進みたいと思います。</p> <p>第2章、障がいのある人を取り巻く状況という部分で、全般についてご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p> |

| | |
|-----|--|
| | ページで言いますと11ページから31ページの部分になります。 |
| 委員 | 13ページの障害程度別の「害」が漢字になっていますが、ひらがな表記ではないでしょうか。 |
| 事務局 | ご指摘のとおり間違っていますので、修正させていただきます。 |
| 委員 | <p>20ページ、21ページですけど、権利擁護は、すごく大事だと思います。この所に、具体的にどうやっていくのかということを書いていただきたいです。一つの事例として、制限されている障がい者の方に対して、保護者の意見が強すぎて、本人が薬を飲みたいと言っても制限して薬を飲ませないといったことがあります。こういった場合、赤穂市では、こんな方針でやりますといったようなものを決めていただければありがたいです。</p> <p>それから、災害時の避難について、保健所の方でも悩んでいるところですが、在宅の人工呼吸器を使っている人が、避難しろっていても無理だと思います。在宅避難と避難所への避難、病院に入院している人の避難というものをはっきりと分けておいた方がいいと思います。</p> |
| 事務局 | <p>こちらのページに記載しているのは、昨年のアンケート結果の概要を載せています。ご提案のことについては、第3章の施策の展開の中で、それぞれの担当課が記載しています。</p> <p>ご提案の内容については、担当課に伝えて、記載について検討します。</p> |
| 議長 | <p>災害の関係につきましては52ページの防災、防犯対策の充実、それから権利擁護の関係につきましては、次の54ページ権利擁護の推進というところで取組内容を書いています。</p> <p>今委員おっしゃったのが、そこまで十分に書き込めてるかどうかというのは、別の議論なんで、それは後ろのところの中でも、提案していただきたらと思います。</p> <p>他にございませんか。</p> |
| 委員 | <p>私も障がい足が悪いが、特に近年では高齢者で足が悪い方が多く、家族からは運転を止められているが車がないとどこにも行けないという方にも、市のタクシーチケット等を交付するなど補助してほしいです。</p> <p>また、1級2級であっても自家用車を利用しながら補助を受け取っている人もいます。級は関係なく、本当に必要な方に補助が出れば、外出が可能になると思います。</p> <p>それと、災害が起きたとき、障がいの種類によっては避難するのに時間がかかります。オストメイトの方は、予備を持って避難するが避難期間によっては足りなくなるため、その用意や専用設備が必要となります。また、オストメイト装置はメーカー依存で代用はできません。以前にも言ったが、避難所ごとに用意している物や設備を分かりやすく示してもらえたら安心できると思うので、検討してほしいです。障がい者にとってやさしい避難場所を考えてもらえたらと思います。</p> |
| 事務局 | タクシーチケットについては、市の限られた財源の中で実施しているところもあ |

| | |
|-----|---|
| | <p>り、交付対象者の拡充については、現在のところ実施できませんが、今後、実施できるように検討していきたいと考えます。</p> <p>災害については、危機管理担当の方に伝えて検討していただきたいと思います。</p> |
| 委員 | <p>●●委員が言われたことなんですけど、例えばオストメイトの方ですね。多分、全部の避難所にストックすること不可能です。</p> <p>とりあえず3日分を持ってきて欲しいということは言われているかと思うんですけど、これに対して、厚労省が組んでいるDMATとかですね、或いは全国の保健所の設備なんかがですね。</p> <p>各避難所で、どんな福祉用具が必要かを連絡し合うシステムを作っております。ですから、避難所でこんなものがあるということを書いていただくと、市の方から上がってきてですね、それを県を通じて調達して配るという仕組みになろうとしています。どこまで実現するかわかんないんですけど、そんな方法でやろうとしていますので、多少はご安心いただければと思います。</p> |
| 議長 | <p>他、よろしいでしょうか。</p> <p>そしたら、次に移ります。第3章につきまして、事務局の方から全般の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>それでは、目次をご覧ください。第3章35ページから61ページにかけて、「障がい者福祉プラン」としまして、1つ目に基本理念、2つ目に基本目標、3つ目に重点課題への対応、4つ目に施策体系、5つ目に施策の展開について、それぞれ説明しております。</p> <p>35ページをお願いします。</p> <p>第4次障がい者福祉プランの基本理念につきましては、</p> <p>前回の計画の基本理念「障がいの有無に関わらず、だれもが尊重しあえる思いやりに満ちたやさしい共生社会の実現」を継承し、障がいのある人が家庭や地域で普通の生活ができる社会をつくる（ノーマライゼーション）、医学・理学的な機能回復のみならず、人間としての尊厳を回復し、生きがいを持って社会参加する（リハビリテーション）、多様な人々が対等に関わりあいながら地域で共生する（インクルージョン）の考え方のもと、障がいのある人の自己選択・自己決定や社会参加を促し、共に暮らすことができるまちの実現を目指すこととしております。</p> <p>続いて、36ページ～37ページをお願いします。</p> <p>基本目標として、前回の7つの目標を整理し、5つの目標にまとめました。基本目標1として「共に生きるための理解と交流の促進」、基本目標2として「いつまでも安心して暮らせる地域づくり」、基本目標3として「一人ひとりに応じた働き方への支援」、基本目標4として「保健・医療体制の充実」、基本目標5として「子どもの健やかな成長のための支援」となっております。各基本目標ごとに、方向性や取組について掲記しております。</p> <p>続いて、38ページをお願いします。</p> <p>今後取り組んでいかなければならない重点課題として、①地域生活を安心して営</p> |

むための支援、②就労支援の充実、③障がい特性やライフステージに応じた生涯にわたる支援の3つにまとめて、掲記しております。こちらは、アンケート調査結果をもとに、課題をとりあげています。

39ページをお願いします。

こちらは、施策体系を、分かりやすく図にまとめて表しています。

続いて、40ページ～61ページにかけて、

施策の展開として、施策の推進方向として、各担当課からあがってきた施策項目を一覧にしています。

40ページ～46ページをお願いします。

基本目標1「共に生きるための理解と交流の促進」では、施策項目、障がいに対する理解の促進、福祉の担い手の育成、参画・協働と交流の促進、文化芸術・スポーツ等の振興のもと、障がいのある人がいつまでも地域で自立しながら暮らし続けられるためには、地域で共に暮らす市民のさまざまな障がいや障がいのある人に対する理解促進が必要です。

すべての市民を対象として障がいや障がいのある人への理解を深め、誰もが障がいのある人に自然に手助けすることができる「心のバリアフリー」の推進や福祉教育、ボランティアの推進等、共に支えあう地域社会の構築を推進します。

また、障がいの有無に関わらず交流できる場や、スポーツ・文化芸術に参加できる機会を提供することで、障がいのある人が社会に参画できる環境づくりを進めます。

47ページ～54ページをお願いします。

基本目標2「いつまでも安心して暮らせる地域づくり」では、施策項目、相談・情報提供体制の充実、障害福祉サービス等の充実、安心して暮らせる環境の整備、防災・防犯対策の充実、経済的な支援、権利擁護の推進のもと、障がいのある人が、住み慣れた地域でいつまでも安心していきいきと暮らし続けられるためには、個々の障がいの特性や年齢、ライフスタイルに応じた生活支援体制を整えることが必要です。

相談支援体制や情報提供体制の充実を図るとともに、福祉サービスの充実や誰もが住みやすい生活環境づくり、権利擁護の推進等、障がいのある人の日々の暮らしを支える基盤づくりに取り組みます。

55ページ～56ページをお願いします。

基本目標3「一人ひとりに応じた働き方への支援」では、施策項目、一般就労に向けた支援、福祉的就労の支援のもと、障がいのある人が地域で自立した生活を送るために、働く意欲を持つ障がいのある人が障がいの種別や特性に応じた働き方ができるよう、一般就労を希望する人にはできる限り一般就労に、一般就労が困難な人には福祉的就労の場の確保および工賃の向上に取り組み、障がいのある人の雇用・就労を促進します。

57ページ～58ページをお願いします。

| | |
|-----|---|
| | <p>基本目標4「保健・医療体制の充実」では、施策項目、保健サービスの充実、医療とリハビリテーション体制の確保のもと、障がいの原因となる疾病等の予防および早期発見・早期対応に努めるとともに、出生時から高齢期まで、ライフステージに応じた必要な保健・医療サービスやリハビリテーションが受けられるよう、保健・医療・福祉に携わるさまざまな関係機関と連携を図ることで、保健・医療体制の充実に取り組みます。</p> <p>59ページ～61ページをお願いします。</p> <p>基本目標5「子どもの健やかな成長のための支援」では、施策項目、療育の充実、特別支援教育等の充実のもと、障がいのある子どもとその家族等のニーズや多様な生活課題に応じた相談支援体制の強化や福祉サービスおよび療育体制の充実を推進します。</p> <p>また、障がいのある子どもがその年齢や個性に応じて、必要とする教育・療育が受けられるよう、学校園所における特別支援教育等の充実を図り、子どもたちの将来を見据えた健やかな成長につながるよう取り組みます。</p> <p>以上で、第3章部分についての説明を終わります。</p> |
| 議長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、ご意見を伺っていきたいと思います。</p> <p>最初に申しあげました通り、区切って進めていきますのでお願いします。</p> <p>まずは、基本理念の35ページから、施策体系の39ページまでの部分につきまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。</p> |
| 議長 | <p>特にないようでございますので、次に、基本目標の1、共に生きるための理解と交流の促進、40ページから46ページの部分について、ご意見、ご質問等ありましたらお願いします。</p> |
| 委員 | <p>全般なんですけど、担当課のところに、(い)とか(障)とかありますが、これは何ですか。</p> |
| 事務局 | <p>社会福祉課の各係の頭文字を省略して書いています。分かりにくいので、省略しない形に修正します。</p> |
| 委員 | <p>もしかしたら、理念のところも関わってくるかもしれないんですけど、障がい児の部分になりますが、障がいのあることに着目して書かれていると思うのですが、もっと障がいのある子どもと障がいのない子どもの交流をどう図っていくのかというのを書いてもいいのではないのでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>こちらのところについても、担当課と相談して、それぞれの取組内容等について、表現の仕方など、修正できるところは修正して、盛り込んでいきたいと考えます。</p> <p>それと、補足説明になりますが、こちらの施策の展開全般になりますが、基本目標1から5までで、現在、写真を掲載していこうと考えています。</p> <p>今までの計画では、文字だけわかりづらかったと思うので、今回の計画では、例えば、41ページ手話のところ、手話奉仕員養成講座の実施している様子が</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>わかる写真を掲載して、こういうことやってますよと見ただけでわかりやすい計画にしたいと考えています。</p> <p>現在、写真とか素材を集めてる最中で、ここには載せてないんですけど、最終的には、写真を入れていきたいと考えております。</p> |
| 委員 | <p>4番の障がいのある人とない人との交流となっておりますが、1番から8番の施策は4番が成り立たないといけないのではないかと思います。それは同時に7番のユニバーサル社会になっているのではないかと思います。</p> <p>4番がベースとなるような章立てにした方がいいのではないかと思います。</p> |
| 事務局 | <p>確かに委員のおっしゃるように、この4番というのは一番のもとかないという形になりますので、こちらの表現方法など、改めてもう一度検討させていただきたい思います。</p> |
| 委員 | <p>障がいのある人ない人の交流っていうところで、関西福祉大学の中にライムっていう食堂があるんですが、働く場所があるっていうことはとてもいいと思います。</p> <p>ただ、市民の皆さんが誰でも入っていい食堂というのが知れ渡っていないなと感じます。広く知ってもらえるようなPRって何かないかなと思います。</p> |
| 事務局 | <p>広報あこうや回覧広報、ホームページ、SNSなどで、情報発信はしていますが、市全体として、どのような情報発信が効果的なのかは、課題として取り組んでいきたいと考えます。</p> |
| 委員 | <p>職業訓練ではないですが、居場所づくりというか、1年間通して、こうしたら収入が入るといような、地域の活用できそうな資源、例えば使っていない田んぼや空き家を利用して、障がいのある人たちが行く居場所があるというのを考えられたらいいと思います。</p> |
| 事務局 | <p>昨年から県と協力して「農福連携」に取り組んでいます。今年度については、龍野健康福祉事務所、県の農林部局、市の農林水産課、障がい福祉係で規格外の農産物を加工した商品開発を、年度末に向けて赤穂市の事業所で進めています。</p> <p>民報の記事でもありましたが、2～3年前に2名の若者が農業のため大津へ移住してきました。ようやく桃、ぶどうが商品になるという段階まできて、その事業者から、今後収穫から出荷までの作業工程の中で、障害福祉サービス事業所に仕事として頼みたいという相談があったので、その辺りが今後進んでいくと見込んでいます。</p> |
| 議長 | <p>他にございませんか。</p> |
| 委員 | <p>ここで聞いていいか、ちょっとわからないんですけど、市民プールを障がい者の人たちが使いやすくしていただきたいです。今は分からないですが、昔、自分の子ども（息子）が小さいときに、着替える更衣室とか障がい者用がないので、当時、相談したら、「お母さん、男子更衣室に入るんですか、倉庫で着替えたらどうですか」みたいに言われて、もう市民プールに行けないってなってしまった。西播磨の学校の横にあるプールだと、そういうことはないんですけど、遠いので近くの市民プールも行きやすいようにしていただきたいです。</p> |

| | |
|-----|--|
| 委員 | <p>昔、あしたば園に私が在籍している時、何曜日と決めて、市民プールにあしたば園の子どもが入っていたんですが、いつの間にか入れなくなって、いきさつとかも職員として聞いていないし、指定管理で民間になってるから駄目なんですかね。小さいプールもあって使いやすかったんですが。</p> <p>こういう協議会の場で、そういう意見いただいたということは、重いことなんで、それは担当課の方から、一度、市民プール、総合体育館の所管してるところに確認なり、また、今の話が今も続いているのであれば改善できないかっていうのは、福祉としては、提案していくべきだと思いますので、それは一度事務局の方で、担当課へ調整は可能なんですかね。</p> |
| 事務局 | <p>おそらく、今の体育館の指定管理者が始まったのが、令和4年度からだと思いますが、指定管理者と市のスポーツ推進課とで、定期的に協議や報告の場が設けられているので、こちらからスポーツ推進課の方に、意見を述べさせていただきたいと思います。</p> |
| 委員 | <p>全般の部分になってしまうのかもしれないですけど、今までのプランですずっと取り組んでこられてる部分が、今回見直しになって、新しく始められたり、ちょっと加えられて、この辺りが新しくなったり、重点的に取り組むみたいところがあるようでしたら、その辺りがわかりやすく見えると、市がやってきたことのアピールだったりとか、ここを今度は新しくしてくれるのかなみたいなのができる書きっぷりにしてはどうでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>全般的に、各所管で見直してもらって、ほとんど継続とかになっているのですが、拡充や新規もあるので、その表現の仕方について、委員のおっしゃるような表記について検討します</p> |
| 議長 | <p>他にございませんか。</p> |
| 委員 | <p>昔、あしたば園にいる時ですが、あしたば園までバスが来てくれて、水族館とか行って、色々な体験ができたんで、予算とかもあるかもしれないですが、子どもたちが体験学習できるような機会を考えてほしいです。</p> |
| 事務局 | <p>あしたば園なのか、障がい福祉系なのか、その辺、どちらの施策になるのか、また、そういったことができるのか、できないのかっていうのは、検討したいと思います。</p> |
| 議長 | <p>そしたら、次に移りたいと思います。</p> <p>基本目標の2、いつまでも安心して暮らせる地域づくりについてでございます。ページで言いますと47ページから54ページの部分になります。</p> <p>ご意見ご質問等ありましたらお願いします。</p> |
| 委員 | <p>障がいのある人の家族が亡くなられたりして、一人になってしまい、身の回りの世話をしてくれる家族がいなくなって、本人は地域で生活したくても、できないので、グループホームに行くことになってしまう。家事援助とか訪問看護とかでヘルパーさんに週3日とか入ってもらえれば、そこで暮らすことが可能かもしれないが、ヘルパーさんがいない状況です。</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>また、お母さんが入所されて、一人で暮らしている方がいるんですが、病気で病院に行くのに自転車で行っているんですが、通院中に自転車こけて怪我をしてしまうみたいなことになっています。先ほどのタクシーチケットですが、重度に限らず、そういった困っている方にも交付できないのか。</p> <p>地域で暮らすには、どういう支援が必要で足りていないのかというところを、もう少し充実できるような施策があればと思います。</p> |
| 事務局 | <p>目指すところは地域で支え合いながら、住み慣れた地域で生活するというところであるが、地域の方の協力が必要になります。</p> <p>また、福祉サービスを利用して自立生活ができるのか、グループホームや施設に入った方がよいのではという判断については難しいことだと思います。</p> <p>今後「親亡き後」を全体的に取り組んでいく必要があると認識しています。具体的な施策を細かく記載することは難しいですが、地域で生活できるよう取り組んでいきたいと考えます。</p> |
| 議長 | <p>委員の意見の通り、ヘルパーは求人をかけても来てくれない。サービスの依頼があっても介護度が高い方がどうしても優先となるため、断る事例も出てきているようです。今後も高齢者が増え、介護人材に関しては県・国の問題であるため、書く表現は事務局で検討いただきたいと思います。</p> |
| 委員 | <p>ヘルパー資格取得が年1回しかないらしく、もっと機会を増やせないのか。</p> |
| 議長 | <p>今はね、包括の方がやられてると思います。</p> <p>当然実習とかその辺も入ってくるんですけど、だから事業所に入っていきますと、もう事業所の方は本来の業務で、もう手一杯なんですよね。</p> <p>そこへ、そういう研修っていうことなってくると、今のサービス責任者ですね、言わせると本当にそこで勤めてくれるのであれば、私たちも時間何とかするけど、例えば10人来て、1人とか入ってくれたらいいんですけど、研修を受けるだけだったらっていうやっぱり不信感があるんですね。</p> <p>いやそうじゃないだろうと私は言うんですけどね。</p> <p>なかなか難しい問題です。</p> |
| 委員 | <p>今、指摘されてる問題は非常に難しい問題で、制度のはざまに落ち込んでしまう方に、ご本人もしくは家族に何かあったときには、一気に転落してしまうというようなことだろうと思うんですね。</p> <p>これに対して公的サービスを充実させるのか。</p> <p>ボランティアに頼るのかというふうに、ヨーロッパですごく議論が分かれた時期があったんですけど、今のところ最終結論は、ボランティアに頼るしかないということですね、きめ細やかなことの対応は、ボランティアを有効に利用する方がいいというふうに、一般に認識されています。</p> <p>実際に日本でもボランティアに頼って、そういうサービスをしている地域が幾つも出てきています。</p> <p>地域通貨というやり方ですね。</p> |

| | |
|------------|--|
| | <p>ある程度の報酬を現金ではなく、地域だけで使える通貨として提供するっていうようなものが、割と出てきています。</p> <p>そういうことも将来的には考えていただければいいのかなと思います。</p> <p>国交省の方もですね、送迎サービスに対して、公的或いは業者によるサービスというものに限界を感じたとか、ボランティアによる運営、市が投資したような運営に対して、認める制度もできておりますので、ぜひそういう方向性を赤穂市で検討していただけたら嬉しいなというふうに思います。</p> |
| 委員 | <p>ヘルパー不足は本当に切実だと思います。アンケート調査結果をみても、在宅サービスなどの障害福祉サービスの充実が求められているとなっております。40ページから43ページに福祉の担い手の育成の中にざっくりと書いていますが、本当にそこが必要であれば、それに対する何らかの取組を検討する必要があるのかなと思いました。圏域コーディネーターの方で、他市町の取り組みなどあれば、情報提供いただきたいと思います。</p> |
| 圏域コーディネーター | <p>特にこうしているという事例は出ていないです。人材不足という言葉のみ多く出ている。事業所についても開所しては閉めている状況が頻発しており、現場の方からは資格だけの問題ではなく、家庭に入ることに抵抗がある方が増えているという話があった。また、ヘルパーを必要とする時間帯が、ヘルパー自身も家庭でやるべきことがある時間帯と被ることもあるため、仕事と生活のバランスが難しいという話もあり、生活スタイルを考えて制度を充足させていくのは難しいと思います。人材を育てていく上で、研修というのはどの事業所も積極的に考えているところではあるが、人がそれでも来ない、お金や時間がかかる、インターネット操作がネックだという話もある。身近な場所でできる体制をどこかに任せるなり、調整がいるのではないかと思います。</p> |
| 議長 | <p>人材の確保というのは、非常に大きな課題やと思います。この計画の中だけでは、難しいと思います。介護保険の方も関わってくると思います。それを十分認識したうえで、例えば、重点課題の部分に、もうちょっと人材ってところも触れておくでもいいのかなと思います。</p> <p>他にございませんか。</p> <p>かなり時間も過ぎてますので、次につきましては、基本目標の3から基本目標の5、ページ数で言いますと55ページから61ページ。</p> <p>これについて併せて協議を進めたいと思います。</p> <p>この部分につきましては、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。</p> |
| 委員 | <p>58ページのかかりつけ医の普及・啓発と小児医療の充実というところで、今、機能分化によって、市民病院はかかりつけ医からの紹介で動く病院という位置づけになっておりますので、かかりつけ医のことが中心の記載に変えていただいて、それを市民病院がコントロールするような書きぶりをしていただきたいと思います。</p> |
| 事務局 | <p>担当の市民病院に相談したいと思います。</p> |
| 議長 | <p>他にございませんか。</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>特にならぬようでございますので、多くの意見本当にありがとうございました。</p> <p>本日いただきましたご意見、ご質問等につきましては、検討事項も含めまして、事務局の方で再度整理をしていただきたいと思います。</p> <p>それで修正、または加筆などを行っていただきまして、次回の協議会で再度ここでご協議をいただくという形で進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。</p> <p>それでは次に移ります。協議事項の（２）令和４年度赤穂市障がい者基幹相談支援センター運営状況及び令和５年度赤穂市障がい者基幹相談支援センター事業計画について、事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>それでは、資料２に沿って、令和４年度赤穂市障がい者基幹相談支援センター運営状況及び令和５年度赤穂市障がい者基幹相談支援センター事業計画について説明させていただきます。</p> <p>資料がいっぱいあるので、また見ていただけたらと思っておりますが、ポイントを絞って報告と説明をさせていただきます。</p> <p>令和４年度ですが、基幹相談支援センターが平成２９年に開設されまして、基本四つの事業ということで事業を実施させてもらっています。</p> <p>一つ目が基幹相談支援事業、二つ目が地域生活支援拠点事業、そして三つ目が障害者自立支援協議会運営事業、四つ目が理解促進等推進事業となります。</p> <p>一番の相談支援事業については、専門職員を二名配置しまして、窓口・電話・訪問等による相談を実施しました。</p> <p>相談件数の方は、資料をめくっていただいて、令和４年のところをまとめています。</p> <p>令和４年度は全部で１，０５０件の相談がありました。</p> <p>前年度と比較しますと、相談件数は３００件減っています。</p> <p>減になった要因につきましては、基幹相談がずっと継続して関わるケースが減ってきたことが考えられます。</p> <p>日々いろんな相談が来ますので、二名の職員で抱えるのは大変なところもありますので、地域の相談のところにつないだりということで、連携体制ができてきたと思っています。</p> <p>障がい者別については、相談件数は減っていますが、身体障がい者が微増、児童の数は横ばいとなっています。</p> <p>支援方法につきましては、コロナの影響もあったのか電話での相談が一番多かったです。</p> <p>あとはケース会議です。一つの機関だけで、関わって対応できるケースばかりではないので、会議をする機会が増えてきているなというふうに感じました。</p> <p>相談内容につきましては、前年度までは、もう少しざくっとした分類での数を出させてもらっていましたが、今回少し細かく項目を分類しました。</p> <p>最初是一个の相談から窓口に来られるんですけども、よくよく話を聞いてい</p> |

くと、一つだけの困りごとだけではなくて、実はいろんな困りごとがあったり、課題出てきたりするるので、相談件数に対して、内容のところは、一人で二つ三つの内容ということで増えています。

最初の相談受理の段階できっちりとご本人さんやご家族さんの話を聞いていくことが大切だと感じています。

相談については、それぐらいにしておきまして、2番の地域生活支援拠点事業になります。

毎月、事業所の利用状況を把握して、必要な関係機関と共有をさせてもらっているのと、地域の体制づくりということで、各種会議の方には出席させてもらっています。

3番目の自立支援協議会の運営事業につきましては、全体会の運営サポートとは別に、部会の運営ということで、自立支援協議会の全体会の下にあります専門部会等、相談支援部会、仕事部会、こども部会、くらし部会の方を開催させてもらっています。

各部会の開催状況につきましては、別紙でつけていますので、見ていただければと思います。

コロナ禍で、全部会を定期的には開催することはできなかったんですけども、相談のところは、2ヶ月に1回、必ず開催するようにさせていただきました。

またコロナも5類になりましたので、もう少し定期的に部会の方を開催していきたいと思っています。

理解促進等推進事業です。先ほどの皆さまの協議の中で、やっぱり理解とか啓発っていうのはすごく大事なというお話も出ていましたが、前年度につきましては、なかなかそういった動きができなかったの、次年度以降の課題にしていきたいと思っています。

あと、相談員のスキルを上げていくということで研修にも参加させていただきました。

令和4年度の運営状況については以上です。

続きまして、一番最後のページをお願いします。

令和5年度の事業計画です。

基本の四つの事業については、これまでやってきたことを丁寧に行っていきたいと思っています。

先ほどの協議の中でも出ていました重点的に取り組むべき事項につきましては、基幹相談支援センターに求められる役割として、地域の相談支援体制の充実と協議会の運営への関与を通じた地域づくりということが言われていますので、そこを重点的に取り組んでいきます。

具体的には、部会の開催については、ただ会を開くだけではなく、課題とかも抽出し取り組んでいきたいと思っています。あと、理解啓発のところですが、先ほども力を入れていきたいと報告しましたが、そこはどうしていったらいいかと

| | |
|-----|---|
| | <p>いうことを考えながら実施していきたいと思います。</p> |
| 議長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>担当の方から運営状況、今年度の事業計画について、説明がありましたけれども、ご質問、ご意見等がありましたらお願いします。</p> |
| 委員 | <p>毎回報告を聞かせていただくたび、年々充実しているなというのを本当に感じます。</p> <p>これ2人で業務をされているということなんですけど、2人でできる容量ではないんじゃないかなと、ちょっとざっくりした感覚で感じるんですけども、その辺、将来的に人数を増やすとか、赤穂市の場合は、委託相談を作った上で、基幹がそれを取りまとめていくとか、その辺の何かこう展望というか、もしあれば教えていただきたいと思います。</p> |
| 事務局 | <p>現在二名の相談員の方を配置していただいて、基幹相談支援センターの方させていただいているんですが、当然、人数を増やしていただければ、ありがたいです。もし3人とか出してくれるのであれば、当然それに合うように、財源確保に向けて、財政とも協議をしていきたいと思います。</p> <p>また、人数が増えるのであれば、当然それだけ相談対応、いろんなケースも含めて、赤穂市全体として、充実していくことは間違いないと思います。</p> <p>その辺りは、また話はしていきたいと。</p> |
| 議長 | <p>他にございませんか。</p> <p>特にないようでしたら、ただいまの運営状況、それから事業計画については協議会として承認するというご異議はございませんか。</p> |
| 委員 | <p>異議なし</p> |
| 議長 | <p>異議がないということでございますので、承認することといたします。</p> <p>次に次第5、その他に移ります。</p> <p>時間もかなり迫っておりますけれども、せつかくの機会でございます。</p> <p>委員の皆さまの方で何か情報提供等がありましたらお受けしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。</p> |
| 委員 | <p>ハローワークから、障がい者の法定雇用率引き上げと支援策の強化について事業主に周知をしているところであります。今配った資料の内容としては、令和6年4月から法定雇用率が2.3%から2.5%、対象事業主の範囲が43.5人以上から40.0人以上に、また、令和8年7月にはそれぞれ2.7%、37.5人以上と拡大をしていきます。さらに、障がい者雇用における障がい者の算定方法が変更となっております。</p> <p>また、9月27日(水)に、西はりま障がい者雇用促進のつどいをホテルモントレ姫路で開催します。2部構成になっており、1部は事業主約50社に参集してもらい、障がい者の雇用を積極的に取り組んでいる民間事業所に講話をしてもらいます。2部では、就職面接会として障がいを持っている方を対象に求人をもらいそこで面接する形をとっているの、参加いただければと思います。こちらのリーフレットが出来上がったら、貼り出したり兵庫労働局等ホームページ等で周知する予定となっております。</p> |

| | |
|-----|---|
| | います。 |
| 議長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>他にございませんか。事務局の方は何かございますか。</p> |
| 事務局 | <p>次回の会議ですが、9月に予定してます。</p> <p>日程の方は、これから調整させていただいて、ご連絡させていただきますので、出席よろしくお願ひします。</p> |
| 議長 | <p>かなり長時間になってしまいました。</p> <p>後ろの方の協議については、ちょっと短い部分もございましたので、もし今日の協議した事項の中で、何か気がついたことがありましたら、直接事務局の方にご意見として、出していただけたらと思います。</p> <p>それらについては、次回に、先ほどの検討事項とあわせて、この協議会に報告してもらおう形で進めたいと思います。</p> <p>それでは、これをもちまして、第1回目の障害者自立支援協議会を閉じさせていただきます。</p> <p>本日はありがとうございました。</p> |